

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

◇ オートバイ通勤者の通勤手当

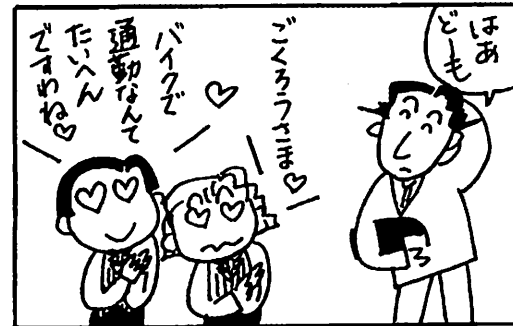
Q : 当社の従業員で通勤にオートバイを利用している者がいます。通勤手当を支給しようと思うのですが、いくらまでなら所得税が課税されないのでしょうか。

A : 通勤距離により異なります。

【解説】

通勤費用は、本来的にはその受給者の給与所得を構成するものですが、通勤費用が実費精算的なものであること等の理由から、通常必要と認められる一定限度額までは非課税とされています。通勤のために自転車や自動車などを使用している人に支給する通勤手当については、次の金額までは課税されません。

- (1) 通勤距離が片道35km以上の場合
20,900円（運賃相当額が20,900円を超える場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月10万円が限度）
- (2) 通勤距離が片道25km以上35km未満の場合
16,100円（運賃相当額が16,100円を超える場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月10万円が限度）
- (3) 通勤距離が片道15km以上25km未満の場合
11,300円（運賃相当額が11,300円を超える場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月10万円が限度）
- (4) 通勤距離が片道10km以上15km未満の場合
6,500円
- (5) 通勤距離が片道2km以上10km未満の場合
4,100円
- (6) 通勤距離が片道2km未満の場合
全額課税



KIMIYO・I